

## 北海道多面的機能支払事業補助金交付要領

平成26年4月28日付け農設第38号農政部長通知

### 第1 趣旨

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づく、北海道における多面的機能の維持・発揮を図る事業（以下「北海道多面的機能支払事業」という。）の実施に当たり、実施要綱第5の1に定める地域協議会（以下「道協議会」という。）が行う実施要綱別紙1に定める交付金の交付事業及び実施要綱別紙2に定める交付金の交付事業並びに実施要綱別紙3に定めるところにより市町村が行う推進活動支援事業については、予算の範囲内において、道協議会及び市町村に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）、北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

### 第2 補助対象経費等

北海道多面的機能支払事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる区分によるものとし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別紙のとおりとする。

- 1 農地維持支払事業 道協議会が実施要綱別紙1に基づき交付金を交付する事業をいう。
- 2 資源向上支払事業 道協議会が実施要綱別紙2に基づき交付金を交付する事業をいう。
- 3 推進活動支援事業 市町村が行う実施要綱別紙3の第1の3に係るものをいう。

### 第3 農地維持支払事業及び資源向上支払事業

#### 1 補助金の交付申請

- (1) 道協議会長は、農地維持支払事業及び資源向上支払事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、農政第1号様式（昭和49年4月1日北海道告示第809号に定める様式をいう。以下同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、農政部長が別に定める日までに、知事に提出するものとする。この場合において、道協議会長は、実施要綱別紙1の第3に定める対象組織及び別紙2の第3に定める対象組織（以下「対象組織」という。）が「道費単独補助事業等における消費税相当額の取扱いについて」（平成6年3月30日付け局総第762号総務部長、出納局長通達（以下「消費税相当額の取扱通達」という。））の第1の2の(2)から(5)に該当するときは、別記様式第1号を提出するものとする。

ア 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）

イ 経費の配分調書（農政第18号様式）

- ウ 事業予算書（農政第20号様式）
- エ 資金収支計画（農政第32号様式）
- オ 北海道多面的機能支払事業計画（実績）書（農政第175号様式）

(2) 道協議会長は、(1)の申請書を提出するに当たって、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額の63分の17に相当する額を合計した金額に補助率等を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減じた金額の範囲内で交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

## 2 補助金の交付の決定

(1) 知事は、1により提出された申請書等を審査の上、その内容を適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、その決定の内容を別記様式第2号により道協議会長に通知するものとする。

(2) 知事は、道協議会長が1の(2)のただし書により消費税等仕入控除税額を減じないで補助金の交付の申請を行った場合には、(1)の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。

ア 道協議会長は、交付規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、各対象組織の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

イ 道協議会長は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各対象組織の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第3号により、その金額（実績報告において、アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

## 3 補助対象事業の内容の変更等

(1) 道協議会長は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に関係書類を添えて、知事に対し申請するものとする。

(2) 知事は、(1)の変更承認申請書を審査の上、承認するときは、別記様式第4号により道協議会長に通知するものとする。

## 4 補助対象事業の中止又は廃止

(1) 道協議会長は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、知事に対し申請するものとする。

(2) 知事は、(1)の申請に係る承認又は不承認について、別記様式第5号により道協議会長に通知するものとする。

## 5 補助対象事業の執行の遅延又は不能

(1) 道協議会長は、補助対象事業が予定期間内に完了しないことが明らかになったとき又はその執行が困難になったときは、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書及び別記様式第6号を知事に提出し、その指示を受けるものとする。

(2) 知事は、(1)の報告に基づき道協議会長に対して事業遂行の指示をするときは、別記様式第7号により行うものとする。

## 6 補助対象事業の事情変更

知事は、補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときには、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

#### 7 補助金の概算払の申請

- (1) 道協議会長は、補助金の概算払を受けようとするときは、農政第25号様式の補助金等概算払申請書を知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)により提出された申請書を審査の上、概算払の必要があると認めるときは、当該概算払の決定を行い、別記様式第8号により道協議会長に通知するものとする。

#### 8 補助対象事業の事業遂行状況の報告

知事は、補助対象事業の遂行状況を把握することが必要と認めるときは、別記様式第6号により報告を求めるものとする。

#### 9 補助対象事業の実績報告及び補助金の額の確定

- (1) 道協議会長は、補助対象事業が完了したときは、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助対象事業完了の日から30日以内又は翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに知事に提出するものとする。
  - ア 経費の配分調書（農政第18号様式）
  - イ 補助金等精算書（農政第29号様式）
  - ウ 事業精算書（農政第31号様式）
  - エ 北海道多面的機能支払事業計画（実績）書（農政第175様式）
- (2) 知事は、(1)の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第9号により道協議会長に通知するものとする。
- (3) 知事は、補助金の額の確定に伴い、既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記様式第10号により道協議会長にその超過額の返還を命ずるものとする。
- (4) (1)から(3)の規定は、4の規定に基づき、補助対象事業を廃止した場合も同様とする。この場合にあつては、(1)の「補助事業完了の日」を「補助事業廃止の承認を受けた日」と読み替える。

#### 10 補助金の交付の決定の取消し

知事は、次のいずれかに該当するときは、2の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な行為をしたとき。

#### 11 補助金の返還

- (1) 知事は、10により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。
- (2) 道協議会長は、実施要綱別紙1の第11の1又は2若しくは別紙2の第11の1又は2に基づき、対象組織に補助金返還の措置を講じたときは、別記様式第11-

1号により知事に報告するものとする。

- (3) 道協議会長は、実施要領第1の12の(1)又は第2の13の(1)に基づき、対象組織から補助金の返還があった場合は、別記様式第11-2号により知事に報告するものとする。
- (4) 知事は、(2)及び(3)の報告があったときは、別記様式第12号により道協議会長に、期限を定めて、返還を命ずるものとする。
- (5) 知事は、(1)の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日数に応じて、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- (6) 補助金の返還期限は、補助金の額の確定又は交付の決定の取消しの通知をした日から20日以内とし、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を徴するものとする。

#### 12 帳簿及び書類の備え付け

道協議会長は、補助事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を補助金の交付が完了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

#### 13 財産の処分等

- (1) 対象組織は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、道協議会長の承認を得なければならない。この場合において、当該処分等の承認をしようとするときは、道協議会長は、あらかじめ別記様式第13号を知事に提出し、その承認を得るものとする。

ア 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具

イ 1件当たりの取得価格が50万円以上の物品

- (2) (1)の規定は、道協議会長が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数に相当する期間（補助対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超えないものとする。）を経過した場合にあっては適用しない。
- (3) 知事は、(1)の申請に係る承認又は不承認について、別記様式第14号により道協議会長に通知するものとする。

#### 14 補助事業の検査

知事は、必要があるときは、補助金の使途、帳簿等について検査するものとする。

### 第4 推進活動支援事業

#### 1 補助金の交付申請

市町村長は、推進活動支援事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、農政第1号様式の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が別に定める日までに、総合振興局長等に提出するものとする。

- (1) 事業計画（実績）書（農政第2号様式）

(2) 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）

(3) 経費の配分調書（農政第18号様式）

(4) 事業予算書（農政第20号様式）

(5) 推進活動支援事業実施計画（実績）書（農政第176号様式）

## 2 補助金の交付の決定

総合振興局長等は、1の規定により提出された申請書等を審査の上、その内容を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、その決定の内容を別記様式第15号により市町村長に通知するものとする。

## 3 補助対象事業の内容の変更等

(1) 市町村長は、補助対象事業の内容の変更をしようとする場合には、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に關係書類を添えて総合振興局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 総合振興局長等は、(1)の変更承認申請書を審査の上、承認するときには、別記様式第16号により市町村長に通知するものとする。

## 4 補助対象事業の中止又は廃止

(1) 市町村長は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に關係書類を添えて、総合振興局長等に対し申請するものとする。

(2) 総合振興局長等は、(1)の申請に係る承認又は不承認について、別記様式第17号により市町村長に通知するものとする。

(3) 総合振興局長等は、(2)の中止又は廃止に係る承認又は不承認に当たっては、申請書等の写しを添えて、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 5 補助対象事業の執行の遅延又は不能

(1) 市町村長は、補助事業が予定期間内に完了しないことが明らかになったとき又はその執行が困難になったときは、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書及び別記様式第18号を総合振興局長等に提出し、その指示を受けるものとする。

(2) 総合振興局長等は、(1)の報告に基づき市町村長に対して事業遂行の指示をするときは、別記様式第19号により行うものとする。

(3) 総合振興局長等は、(2)の指示に当たっては、報告書等の写しを添えて、あらかじめ農政部長と協議するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときは、この限りでない。

## 6 補助対象事業の事情変更

(1) 総合振興局長等は、補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときには、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

(2) 総合振興局長等は、(1)により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 7 補助金の概算払の申請

(1) 市町村長は、補助金の概算払を受けようとするときは、農政第25号様式の補助金等概算払申請書を総合振興局長等に提出するものとする。

(2) 総合振興局長等は、(1)により提出された申請書を審査の上、概算払の必要があると認めるときは、当該概算払の決定を行い、別記様式第20号により市町村長に通知するものとする。

## 8 補助対象事業の事業遂行状況の報告

総合振興局長等は、補助対象事業の遂行状況を把握することが必要と認めるときは、別記様式第18号により報告を求めるものとする。

## 9 補助対象事業の実績報告及び補助金の額の確定

(1) 市町村長は、補助事業が完了したときは、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業完了の日から30日以内又は翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに、総合振興局長等に提出するものとする。

ア 事業計画（実績）書（農政第2号様式）

イ 経費の配分調書（農政第18号様式）

ウ 補助金等精算書（農政第29号様式）

エ 事業精算書（農政第31号様式）

オ 推進活動支援事業実施計画（実績）書（農政第176号様式）

(2) 総合振興局長等は、(1)の補助事業等実績報告書等の提出を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第21号により市町村長に通知するものとする。

(3) 総合振興局長等は、補助金の額の確定に伴い、既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記様式第22号により市町村長にその超過額の返還を命ずるものとする。

(4) (1)から(3)の規定は、4の規定に基づき、補助事業を廃止した場合も同様とする。この場合にあつては、(1)の「補助事業完了の日」を「補助事業廃止の承認を受けた日」に読み替える。

## 10 補助金の交付の決定の取消し

総合振興局長等は、次のいずれかに該当するときは、2の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

(1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく総合振興局長等の処分に違反したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な行為をしたとき。

## 11 補助金の返還

(1) 総合振興局長等は、10により交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(2) 補助金の返還期限は、補助金の額の確定又は交付の決定の取消しの通知をした日から20日以内とし、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を徴するものとする。

## 12 帳簿及び書類の備え付け

市町村長は、補助対象事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を補助金の交付が完了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期

間満了時まで保存しなければなりません。

### 13 財産の処分等

(1) 市町村長は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式第23号により当該処分等について総合振興局長等に対し申請し、その承認を得なければならない。この場合において、総合振興局長等は、当該処分等の承認をしようとするときは、あらかじめ市町村長から提出された財産処分承認申請書の写しを農政部長に提出し、協議するものとする。

ア 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具

イ 1件当たりの取得価格が50万円以上の物品

(2) (1)の規定は、市町村長が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は大蔵省令で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合は適用しない。

(3) 総合振興局長等は、(1)の申請に係る承認又は不承認について、別記様式第24号により市町村長に通知するものとする。

### 14 補助事業の検査

総合振興局長等は、必要があるときは、補助金の使途、帳簿等について検査するものとする。

## 第5 その他

この要領に定めのない事項については、農政部長が別に定める。

附則1 この交付要領は、平成26年4月28日から施行する。

2 この交付要領の制定に伴い、北海道農地・水保全管理支払事業補助金交付要領（平成23年4月1日付け農設第1号農政部長通知。以下「旧交付要領」という。）は廃止する。

3 旧交付要領に基づき実施している事業に係る事務手続きは、この交付要領にかかわらず、なお従前のおりとする。

別 紙

	補助対象経費	補助率等
1 農地維持支払事業	道協議会が対象組織に実施要綱第4の1の(1)に定める農地維持支払交付金を交付するために要する経費	補助対象経費の1/4以内
2 資源向上支払事業	道協議会が対象組織に実施要綱第4の1の(2)に定める資源向上支払交付金を交付するために要する経費	補助対象経費の1/4以内
3 推進活動支援事業	市町村が実施要綱別紙3に掲げる事業を実施するのに要する経費	定額（農政部長が別に示す額）



間接補助事業者等納税対応状況証明書

北海道知事 様

北海道多面的機能支払事業（農地維持支払事業及び資源向上支払事業）に係るすべての事業実施主体（ ほか 件）が、次の者に該当することを証明します。

納 税 対 応		該当項目
1	非事業者、免税事業者、簡易課税制度適用者	
2	地方公共団体の特別会計、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）別表第 3 に掲げる公共法人等で特定収入の割合が 5 パーセントを超える者	

平成 年 月 日

（補助事業者） 印

注 1 該当項目に、○印を付けること。

2 2 に○印を付けた者は、該当の有無について明らかになった時点で再度提出すること。

別記様式第2号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

平成 年 月 日申請の北海道多面的機能支払事業（農地維持支払事業及び資源向上支払事業）に対し、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成 年 月 日

北海道知事 印

1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助対象事業	区 分	補助対象経費	補助金の額
北海道多面的機能支払事業	農地維持支払事業及び資源向上支払事業（施設の長寿命化のための活動を除く）	円	円
	資源向上支払事業（施設の長寿命化のための活動）		

- 2 補助対象事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければなりません。
- 3 補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければなりません。
- 4 補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- 6 補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければなりません。
- 7 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
  - (1) この補助金を他の用途に使用したとき。
  - (2) 補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
  - (3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- 8 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補

助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければなりません。

- 9 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 10 補助対象事業に関する交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を補助金の交付が完了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければなりません。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。
- 11 補助事業者は、法令の定めによるほか、北海道多面的機能支払事業補助金交付要領（平成〇年〇月〇日付け農設第〇号農政部長通知）の定めに従わなければなりません。
- 12 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の決定の際に付された条件と同一の必要な条件を付けなければなりません。  
なお、この場合において「知事」とあるのは、「道協議会長」と読み替えるものとし、11を14とし、10の次に次の3項を加えるものとする。
  - 11 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
  - 12 前項の財産うち、1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ道協議会長の承認を受けなければなりません。ただし、補助金の全部に相当する額を道協議会に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数に相当する期間を経過した場合若しくは補助対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を経過した場合は、この限りではありません。
- 13 第11項の財産を、道協議会長の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることがあります。

（ 部 課 グループ）

別記様式第3号

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

(記号) 第 号  
平成 年 月 日

北海道知事 様

(補助事業者) 印

平成 年 月 日付け農設第 号指令で補助金の交付決定を受けた北海道  
多面的機能支払事業 ( 事業) について、次のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額<br>(平成 年 月 日付け農設第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係<br>る消費税等相当額    | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2)                         | 金 | 円 |

注 集計表 (各事業実施主体ごとの1から4までの事項を記載した書面) を添付すること。

別記様式第 4 号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

平成 年 月 日申請の北海道多面的機能支払事業（農地維持支払事業及び資源向上支払事業）に係る計画の変更を承認し、平成 年 月 日付け農設第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

平成 年 月 日

北海道知事 印

- 1 この承認の内容は、平成 年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 2 変更後の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金額は、次のとおりです。

補助対象事業	区 分	変 更 前		変 更 後	
		補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額
北海道多面的機能支払事業	農地維持支払事業及び資源向上支払事業（施設の長寿命化のための活動を除く）	円	円	円	円
	資源向上支払事業（施設の長寿命化のための活動）				

( 部 課 グループ)

別記様式第 5 号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

平成 年 月 日申請に係る北海道多面的機能支払事業 ( 事業) の  
中止 (廃止) については、承認します [次の理由により承認しません]。

平成 年 月 日

北海道知事 印

( 部 課 グループ)

注 1 中止又は廃止を承認する場合は、[ ] 書の箇所を削除すること。

2 中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を [ ] 書によることとし、記として不承認の理由を記載すること。

別記様式第6号

平成 年度北海道多面的機能支払事業（ 事業）  
補助事業等遂行状況報告書

（記号）第 号  
平成 年 月 日

北海道知事 様

（補助事業者） 印

平成 年 月 日付け農設第 号指令で補助金等の交付の決定を受けた北海道多面的機能支払事業（ 事業）について、北海道多面的機能支払事業補助金交付要領（平成〇年〇月〇日付け農設第〇号農政部長通知）により、次のとおり補助事業等の遂行状況を報告します。

記

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B / A	備 考
	円	円	%	

別記様式第7号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

平成 年 月 日提出のあった補助事業等遅延遂行報告書に基づき、北海道多面的機能支払事業( 事業)の執行を次のとおり指示します。

平成 年 月 日

北海道知事 印

- 1 事業完了期限を平成 年 月 日とします。
- 2 補助対象事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

( 部 課 グループ)



(記号) 第 号  
平成 年 月 日

(補助事業者) 様

北海道知事 印

補助金の概算払について

平成 年 月 日申請に基づき北海道多面的機能支払事業（ 事業）  
に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

- 1 概算払をする時期 月 日頃
- 2 概算払をする額 金 円

( 部 課 グループ)

(記号) 第 号  
平成 年 月 日

(補助事業者) 様

北海道知事 印

補助金の額の確定について (通知)

平成 年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査 (及び実地検査) した結果、  
北海道多面的機能支払事業 ( 事業) に係る補助金の額を次のとおり確定した  
ので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

( 部 課 グループ)

別記様式第10号

(記号) 第 号達

(補助事業者)

平成 年 月 日付け農設第 号で通知した北海道多面的機能支払事業(事業)に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

平成 年 月 日

北海道知事 印

- 1 返還すべき補助金は、別に知事が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

( 部 課 グループ)

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記様式第 1 1 - 1 号

北海道多面的機能支払事業（                      事業）  
補助事業等に係る補助金の返還について

（記号）第                      号  
平成      年      月      日

北海道知事                      様

（補助事業者） 印

多面的機能支払交付金実施要綱別紙 1 の第 1 1 の 1 又は 2 若しくは別紙 2 の第 1 1 の 1 又は 2 に基づき、対象組織へ補助金返還の措置を講じたので報告します。

記

- 1 補助金返還の額      金                      円
- 2 補助金返還の措置を講じた理由

注 1 の補助金返還の額については、対象組織及び年度別の内訳を添付すること。

別記様式第 1 1 - 2 号

北海道多面的機能支払事業（                      事業）  
補助事業等に係る補助金の返還について

（記号）第                      号  
平成      年      月      日

北海道知事                      様

（補助事業者）      印

多面的機能支払交付金実施要領第 1 の 1 2 の（1）又は第 2 の 1 3 の（1）に基づき、  
対象組織から補助金の返還があったので報告します。

記

補助金返還の額      金                      円

注 補助金返還の額については、対象組織及び年度別の内訳を添付すること。

(記号) 第 号  
平成 年 月 日

(補助事業者) 様

北海道知事 印

北海道多面的機能支払事業 ( 事業) 補助事業等に係る補助金の  
返還について

平成 年 月 日報告のあった補助事業等の返還について、次のとおり補助金の  
返還を命じますので、別に発行する返納通知書により納付してください。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の返還額 金 円
- 3 納期 平成 年 月 日 (施行年月日から20日以内)
- 4 留意事項

返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の  
日までの日数に応じ、その未納付額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間  
については、その納付額を控除した額) につき年10.95パーセントの割合で計算  
した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

( 部 課 グループ)

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付  
すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

財 産 処 分 承 認 申 請 書

(記号) 第 号  
平成 年 月 日

北海道知事 様

(補助事業者) 印

平成 年 月 日付け農設第 号指令の北海道多面的機能支払事業（  
事業）により取得した財産について、次のとおり処分したいので承認されたく申請  
します。

記

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| 1 物 件 名   | (別紙1 財産調書のとおり)    |
| 2 処分する理由  | (別紙2 処分理由書のとおり)   |
| 3 評 価 額 金 | 円 (別紙3 評価額調書のとおり) |

## 別紙 1

## 財 産 調 書

物件名	規格、形状 又は寸法	数 量	取得価格	取 得 年月日	耐用年数	摘 要
			円			
計						

注 1 処分しようとする物件の写真を添付すること。

注 2 機械器具については、運転時間、走行距離等を記載すること。



## 別紙 2

## 処 分 理 由 書

項 目	内 容
1 補助事業開始年月日	
2 補助事業完了年月日	
3 処 分 の 方 法	
4 処 分 の 理 由	
5 処 分 後 の 措 置	

注 1 補助事業開始年月日は、事業開始時の着手年月日を記載すること。

注 2 補助事業完了年月日は、事業完了時の最終債権債務の確定日を記載すること。ただし、事業が完了していない場合には、「継続中」と記載すること。

注 3 処分の方法は、次の①～⑦の中から選択すること。

①目的外使用（有償、無償）、②譲渡（有償、無償）、③交換（等価差益、更新）、  
④貸付け（有償、無償）、⑤担保、⑥物件転用、⑦その他

注 4 処分の理由は、何故処分する必要があるのかについて詳細に記載すること。

注 5 処分後の所有者名及び使用方法を記載すること。

## 別紙 3

## 評 価 額 調 書

平成 年 月 日調査

区 分		数 量	金 額	補助金額	算 出 基 礎
取 得 価 格	物件 1		円	円	
	物件 2				
	物件 3				
	計				
控 除 額	物件 1	/			
	物件 2				
	物件 3				
	計				
評 価 額	物件 1				
	物件 2				
	物件 3				
	計				

注 1 評価額は、[取得価格－控除額] とする。

注 2 評価方法については、地方公共団体等の評価方法によること。

(記号) 第 号  
平成 年 月 日

(補助事業者) 様

北海道知事 印

財産処分の承認について (通知)

平成 年 月 日申請の北海道多面的機能支払事業 ( 事業) の財産  
処分については、承認します。ただし、次の事項を承知してください。

記

- 1 処分後、速やかに別紙「財産処分報告書」を提出すること。
- 2 処分により収入のあった金額の パーセントに相当する額を別に知事が発行する納  
入通知書により道に納付すること。

( 部 課 グループ)

注 1 財産処分を承認しない場合は、本文中「承認します。」とあるのを「次の理由によ  
り承認しません。」と書き換え、記として不承認の理由を記載すること。

- 2 財産処分による収入の返還を要しない場合には、2 を削除すること。



(記号) 第 号指令

(補助事業者)

平成 年 月 日申請の北海道多面的機能支払事業（推進活動支援事業）に対し、  
金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成 年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助対象事業	区 分	補助対象経費	補助金の額
北海道多面的機能 支払事業	推進活動支援事業	円	円

- 2 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 3 補助対象事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。
- 4 補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- 6 補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 7 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
  - (1) この補助金を他の用途に使用したとき。
  - (2) 補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令又はこれに基づく総合振興局長（振興局長）の処分に違反したとき。
  - (3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- 8 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 9 補助対象事業に関する交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を補助金の交付が完了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければなり

ません。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

- 10 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 11 前項の財産のうち、1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長（振興局長）の承認を受けなければなりません。ただし、補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合は、この限りではありません。
- 12 10の財産を、総合振興局長（振興局長）の承認を受けて処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を道に納付させることがあります。
- 13 補助事業者は、法令の定めによるほか、北海道多面的機能支払事業補助金交付要領（平成〇年〇月〇日付け農設第〇号農政部長通知）の定めに従わなければなりません。

（ 部 課 係 ）

別記様式第16号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

平成 年 月 日申請の北海道多面的機能支払事業（推進活動支援事業）に係る計画の変更を承認し、平成 年 月 日付け 第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

平成 年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この承認の内容は、平成 年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 2 変更後の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金額は、次のとおりです。

補助対象事業	区分	変更前		変更後	
		補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額
北海道多面的機能支払事業	推進活動支援事業	円	円	円	円

( 部 課 係 )

別記様式第 17 号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

平成 年 月 日申請に係る北海道多面的機能支払事業（推進活動支援事業）の中止（廃止）については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

平成 年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

( 部 課 係 )

注 1 中止又は廃止を承認する場合は、〔 〕書の箇所を削除すること。

2 中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔 〕書によることとし、記として不承認の理由を記載すること。



平成 年度北海道多面的機能支払事業（推進活動支援事業）  
補助事業等遂行状況報告書

（記号）第 号  
平成 年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

（補助事業者） 印

平成 年 月 日付け 第 号指令で補助金等の交付の決定を受けた  
北海道多面的機能支払事業（推進活動支援事業）について、北海道多面的機能支払事業補  
助金交付要領第4の5の（1）により、次のとおり補助事業等の遂行状況を報告します。

記

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B / A	備 考
	円	円	%	

別記様式第19号

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

平成 年 月 日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、北海道多面的機能支払事業（推進活動支援事業）の執行を次のとおり指示します。

平成 年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 事業完了期限を平成 年 月 日とします。
- 2 補助対象事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

( 部 課 係 )

(記号) 第 号  
平成 年 月 日

(補助事業者)

北海道 総合振興局長 (振興局長) 印

補助金の概算払について

平成 年 月 日申請に基づき北海道多面的機能支払事業(推進活動支援事業)に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

- 1 概算払をする時期 月 日頃
- 2 概算払をする額 金 円

( 部 課 係 )

(記号) 第 号  
平成 年 月 日

(補助事業者)

北海道 総合振興局長 (振興局長) 印

補助金の額の確定について (通知)

平成 年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査 (及び実地検査) した結果、北海道多面的機能支払事業 (推進活動支援事業) に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

( 部 課 係 )

別記様式第 2 2 号

(記号) 第 号達

(補助事業者)

平成 年 月 日付け 第 号で通知した北海道多面的機能支払事業  
(推進活動支援事業)に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助  
金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

平成 年 月 日

北海道 総合振興局長 (振興局長) 印

- 1 返還すべき補助金は、別に総合振興局長 (振興局長) が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額) につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

( 部 課 係)

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

財 産 処 分 承 認 申 請 書

(記号) 第            号  
平成    年    月    日

北海道    総合振興局長 (振興局長)    様

(補助事業者)    印

平成    年    月    日付け    第            号指令の北海道多面的機能支払事業 (推進活動支援事業) により取得した財産について、次のとおり処分したいので承認されたく申請します。

記

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1 物 件 名      | (別紙1 財産調書のとおり)    |
| 2 処分する理由     | (別紙2 処分理由書のとおり)   |
| 3 評 価 額    金 | 円 (別紙3 評価額調書のとおり) |

## 別紙 1

## 財 産 調 書

物件名	規格、形状 又は寸法	数 量	取得価格	取 得 年月日	耐用年数	摘 要
			円			
計						

注 1 処分しようとする物件の写真を添付すること。

注 2 機械器具については、運転時間、走行距離等を記載すること。

## 別紙 2

## 処 分 理 由 書

項 目	内 容
1 補助事業開始年月日	
2 補助事業完了年月日	
3 処 分 の 方 法	
4 処 分 の 理 由	
5 処 分 後 の 措 置	

注 1 補助事業開始年月日は、事業開始時の着手年月日を記載すること。

注 2 補助事業完了年月日は、事業完了時の最終債権債務の確定日を記載すること。ただし、事業が完了していない場合には、「継続中」と記載すること。

注 3 処分の方法は、次の①～⑦の中から選択すること。

①目的外使用（有償、無償）、②譲渡（有償、無償）、③交換（等価差益、更新）、  
④貸付け（有償、無償）、⑤担保、⑥物件転用、⑦その他

注 4 処分の理由は、何故処分する必要があるのかについて詳細に記載すること。

注 5 処分後の所有者名及び使用方法を記載すること。



## 別紙 3

## 評 価 額 調 書

平成 年 月 日調査

区 分		数 量	金 額	補助金額	算 出 基 礎
取 得 価 格	物件 1		円	円	
	物件 2				
	物件 3				
	計				
控 除 額	物件 1	/			
	物件 2				
	物件 3				
	計				
評 価 額	物件 1				
	物件 2				
	物件 3				
	計				

注 1 評価額は、[取得価格－控除額] とする。

注 2 評価方法については、地方公共団体等の評価方法によること。

(記号) 第 号  
平成 年 月 日

(補助事業者)

北海道 総合振興局長 (振興局長) 印

財産処分の承認について (通知)

平成 年 月 日申請の北海道多面的機能支払事業 (推進活動支援事業) の財産処分については、承認します。ただし、次の事項を承知してください。

記

- 1 処分後、速やかに別紙「財産処分報告書」を提出すること。
- 2 処分により収入のあった金額の パーセントに相当する額を別に総合振興局長 (振興局長) が発行する納入通知書により道に納付すること。

( 部 局 係)

注 1 財産処分を承認しない場合は、本文中「承認します。」とあるのを「次の理由により承認しません。」と書き換え、記として不承認の理由を記載すること。

2 財産処分による収入の返還を要しない場合には、2 を削除すること。

別紙

財 産 処 分 報 告 書

(記号) 第 号

平成 年 月 日

北海道 総合振興局長 (振興局長) 様

(補助事業者) 印

平成 年 月 日付け 第 号で承認のあった財産を次のとおり処分したので報告します。

記

物 件 名	処 分 方 法	金 額	処 分 年 月 日
		円	

注 売払契約書の写しを添付すること。